

地震・津波対策部会規約

横須賀地区海上災害等対策協議会会則第15条の規定により本部会規約を定める。

(目的)

第1条 この部会は、地震・津波による横須賀地区の港湾及び利用船舶の被害を極小化するための活動及び被災後の復旧活動を円滑に推進するための必要な対策について協議し、その円滑な実施を推進することを目的とする。

(業務)

第2条 部会は、次の業務を行う。

- (1) 地震・津波対策マニュアルの策定
- (2) 関係機関の自主マニュアル作成指導
- (3) 地震・津波の影響調査、研究、訓練の実施
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、別紙1の会員機関で構成する。

- 2 部会長は、横須賀地区海上災害等対策協議会会長が兼務する。
- 3 部会長は、会員機関を代表して会務を総括する。

(幹事会)

第4条 部会に、部会の業務について必要な事項を企画、検討、実施するため、幹事会を置く。

幹事会は、別紙2の会員機関で構成する。

- 2 幹事会の会長は、部会長が兼務する。
- 3 会長は、会員機関を代表して会務を総括する
- 4 会員機関は、部会において互選された会員機関とし、同協議会会則第6条3で互選された役員機関の任期と同様とし、改選時期についても同時期とする。

なお、再選は妨げないものとする。

(会議)

第5条 部会長は、必要に応じて、部会または幹事会を招集し、これを開催する。

- 2 部会長は、津波等により横須賀地区に災害発生のおそれがあるときは、幹事会を招集し、その決定をもって部会の決定とすることができるものとする。

3 部会長は、地震・津波により横須賀地区に災害発生のおそれがある場合であつて、部会又は幹事会を招集する時間的余裕が無いと判断される時は、部会又は幹事会を招集せず、必要な対策を決定することができる。

(マニュアルの作成)

第6条 部会において、横須賀港の地震・津波対策マニュアルを作成する。

2 会員機関は、第1項のマニュアルを参考に、自主マニュアルを作成する。

(訓練・研修)

第7条 地震の被害想定、対策等について、研修・訓練を通じ、関係機関の防災啓蒙を図る。

(関係機関の協力)

第8条 会員機関は、できる限り被災後の救援・復旧活動に協力するものとする。

附 則

この規約は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月28日から施行する。